

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

・競争入札（公共工事）

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商 号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

・随意契約（公共工事）

公共工事の名称、 場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約による こととした会計 法令の根拠条文 及び理由 （企画競争又は 公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応 募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

・競争入札（物品・役務等）

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商 号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の実 施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者数	
空調機保守点検役務	櫻庭裕治 通信学校会計課 神奈川県横須賀市 久比里2-2-1	平成30年5月31日	有限会社 八千代冷熱 神奈川県大和市深見 3701-8-103		一般競争入札	2,995,920	2,337,984	78.03				
ホワイトボード マーカーほか	櫻庭裕治 通信学校会計課 神奈川県横須賀市 久比里2-2-1	平成30年5月31日	有限会社オムテップ 神奈川県横須賀市 池田町3-31-5		一般競争入札	2,950,730	2,316,006	78.48				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

・随意契約（物品・役務等）

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約による こととした会計 法令の根拠条文 及び理由 （企画競争又は 公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応 募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。